

資料3 別紙

特定施設整備基準の改正案

令和7年1月
福祉のまちづくり検討小委員会

1 背景及び改正の方向性について

バリアフリー法施行令の改正を踏まえた条例基準改正の方向性について

■ 国は、車椅子利用者用便房・車椅子利用者用駐車施設・車椅子利用者用部分(劇場等の観覧スペース)に関する移動等円滑化基準を改正(令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行)

	現行の国の移動等円滑化基準	改正後の国の移動等円滑化基準
車椅子利用者用便房	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物: <u>1以上</u> 	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物:原則、 <u>各階に1以上</u> 【例外】 [小規模階(床面積1,000㎡以下の階)を有する場合] 小規模階の床面積の合計 <u>1,000㎡ごとに1以上</u> (端数切捨て) [大規模階(床面積10,000㎡超の階)を有する場合] 10,000~40,000㎡: <u>各階に2か所</u> 40,000㎡超:超える部分 <u>20,000㎡以内ごとに1か所追加</u> (端数切上げ)
車椅子利用者用駐車施設	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物: <u>1以上</u>	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物で 駐車台数が 200台以下 : <u>2%以上</u> 200台超 : <u>1%+2以上</u> (端数切上げ) 
車椅子利用者用部分(劇場等の観覧スペース)	<u>基準なし</u>	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物で 総数400席以下 : <u>2席以上</u> 総数400席超 : <u>0.5%以上</u> (端数切上げ) 

★国は、従来の「最低限1つ設ける」から、「規模に応じて複数設ける」という考え方に移行

法(国)基準の改正を踏まえ

条例(県)における①不特定多数利用便所(一般用トイレ)、②車椅子利用者利用便房、③トイレに設ける乳幼児設備(おむつ交換台等)、④オストメイト設備、⑤車椅子利用者利用駐車施設、⑥劇場等の車椅子利用者利用区画(車椅子利用者用観覧スペース)に係る基準の改正を行うほか、所要の見直しを行う。

2 特定施設整備基準の改正案

① 不特定多数利用便所(一般用トイレ)

■原則として、**設置数**を「**各階に1以上**」に義務付け

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所、公共の交通機関の施設	義務付けなし	義務付けなし	全ての規模	各階に1以上 (ただし、建築物の管理運営上設置しないことがやむを得ない階を除く。)
学校、病院等、劇場等、官公署、老人ホーム等、運動施設、博物館等、銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、地下街等、展示場、公衆浴場、飲食店、理髪店等、学習塾等、路外駐車場等			延べ面積 1,000㎡以上	
物販店舗、ホテル等、遊技場、クリーニング取次店等、共同住宅、寄宿舎			延べ面積 2,000㎡以上	
事務所、工場			延べ面積 3,000㎡以上	

2 特定施設整備基準の改正案

② 車椅子利用者利用便房(多機能トイレ)



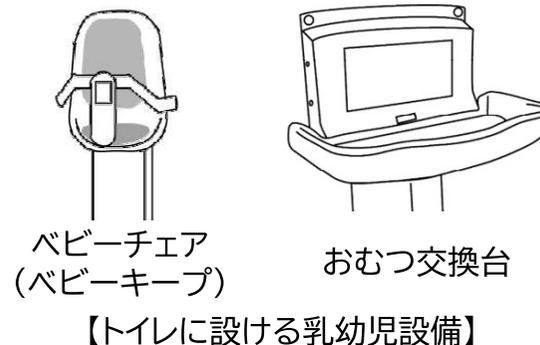
■原則として、**設置数**を「建物に1以上」から「**各階に1以上**」に見直す
 (学校、劇場等について、1,000㎡以上で建物に1以上の設置を義務付ける
 規定は現状維持)

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所、公共の交通機関の施設	全ての規模	建物に1以上	全ての規模	各階に1以上
学校、病院等、劇場等、官公署、老人ホーム等、運動施設、博物館等、銀行等、自動車教習所、公衆便所、公共用歩廊、地下街等、展示場、公衆浴場、飲食店、理髪店等、学習塾等、路外駐車場等	延べ面積 1,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 1,000㎡以上 2,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 2,000㎡以上	各階に1以上
物販店舗、ホテル等、遊技場、クリーニング取次店等、共同住宅、寄宿舎	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上	各階に1以上
事務所、工場	延べ面積 3,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 3,000㎡以上	各階に1以上

2 特定施設整備基準の改正案

③ トイレに設ける乳幼児設備（おむつ交換台等） 【県条例の独自基準】

■ **大規模な施設**について、**設置数を「1以上」から「2以上」**に見直す



施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所、 公共の交通機関の施設	全ての規模	建物に1以上	延べ面積 5,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 5,000㎡以上	建物に2以上
病院等、劇場等、官公署、 運動施設、博物館等、銀行等、公共用歩 廊、地下街等、展示場、 公衆浴場、飲食店	延べ面積 1,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 1,000㎡以上 5,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 5,000㎡以上	建物に2以上
物販店舗、ホテル等	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上 10,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 10,000㎡以上	建物に2以上

2 特定施設整備基準の改正案

④ トイレに設けるオストメイト設備 【県条例の独自基準】

■ **大規模な病院等**について、**設置数を「1以上」から「2以上」**に見直す



【温水シャワー付きのオストメイト設備】

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所	延べ面積 50㎡以上	建物に1以上	延べ面積 50㎡以上	建物に1以上
学校、老人ホーム等、運動施設、博物館等、銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、公共の交通機関の施設、地下街等、ホテル等、遊技場、公衆浴場、理髪店等、クリーニング取次店等、学習塾等、路外駐車場等、共同住宅、寄宿舍	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上
病院等、劇場等、官公署、展示場、物販店舗、飲食店	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上
	延べ面積 10,000㎡以上	建物に1以上 (温水シャワー付きを設置)	延べ面積 10,000㎡以上	建物に2以上 (うち1以上は、 温水シャワー付き を設置)
事務所、工場	延べ面積 3,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 3,000㎡以上	建物に1以上

2 特定施設整備基準の改正案

⑤ 車椅子利用者利用駐車施設

■ **設置数**を「1以上」から「**駐車台数の2%以上**」等に見直す



施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所	延べ面積 50㎡以上 又は30台以上	1以上	延べ面積 50㎡以上又は 30台以上	(駐車台数が 200台以下の 場合) 2%以上 (駐車台数が 200台超の 場合) 1%+2以上 ※端数切上げ
路外駐車場等	延べ面積 500㎡以上 又は30台以上		延べ面積 500㎡以上 又は30台以上	
学校、病院等、劇場等、官公署、 老人ホーム等、運動施設、博物館等、 銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、 公共の交通機関の施設、地下街等、 展示場、物販店舗、ホテル等、遊技場、 公衆浴場、飲食店、理髪店等、 クリーニング取次店等、学習塾等	延べ面積 2,000㎡以上 又は30台以上		延べ面積 2,000㎡以上 又は30台以上	
共同住宅、寄宿舎	延べ面積 2,000㎡以上		延べ面積 2,000㎡以上	
事務所、工場	延べ面積 3,000㎡以上 又は30台以上		延べ面積 3,000㎡以上 又は30台以上	

2 特定施設整備基準の改正案

⑥ 劇場等の車椅子使用者利用区画(車椅子使用者用観覧スペース)

- **設置数**を「1以上」から「**席数の0.5%以上(最低2以上)**」に見直す
- **設置位置**の「**出入口付近に区画を設ける**」基準について、出入口から区画までの経路のバリアフリー化を前提に**削除**



施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
劇場等	延べ面積 1,000㎡ 以上	【設置数】 1以上 【技術基準】 ・幅900mm×奥行1,400mmの空間 ・区画は、出入口付近に設ける ・集団補聴設備等を設ける	延べ面積 1,000㎡ 以上	【設置数】 (席数400席以下) 2以上 (席数400席超) 0.5%以上 ※端数切上げ 【技術基準】 ・幅900mm×奥行1,400mmの空間 ・ 出入口～区画の経路は、高齢者等利用経路とする ・集団補聴設備等を設ける

その他所要の改正

- ホテル等の車椅子使用者利用客室の整備数の基準(室数が50室以上の場合にその1%に相当する数以上整備)について、現行は新築や増築等の場合のみ適用されているところ、大規模な修繕や模様替え等の場合も適用されるよう見直す